（情報提供の期間）

第二条　法第三条第一項（情報提供等）の政令で定める期間は、四十五日とする。ただし、申告原産品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国とオーストラリアとの間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。

（保存書類）

第三条　法第四条第一項（書類の保存）に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類（その写しを含む。）とする。

一　本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者（次号に掲げる者を除く。）　イ及びロ又はイ及びハに掲げる書類

イ　法第四条第一項の物品に係る特定原産品申告書

ロ　法第四条第一項の物品に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類

ハ　法第四条第一項の物品に係る特定原産品誓約書

二　本邦からオーストラリアに輸出される物品を生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者　前号イ及びロに掲げる書類

2　法第四条第二項に規定する政令で定める書類（その写しを含む。）は、次に掲げる書類とする。

一　法第四条第二項の物品に係る特定原産品誓約書

二　法第四条第二項の物品に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品誓約書の内容を確認するために必要な書類

（権限の委任）

第四条　法第五条第一項（資料の提出及び立入検査等）の規定による財務大臣の権限は、特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の主たる事務所（個人の場合にあっては、その住所又は居所。次項において「主たる事務所等」という。）の所在地を所轄する税関長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　税関長は、必要があると認めるときは、前項の規定により委任された権限を特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の主たる事務所等の所在地を所轄する税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

3　税関長は、前項の規定により税関の支署その他の税関官署の長に権限を委任したときは、その内容を公告しなければならない。

4　前項の規定による公告は、当該公告をすべき事項を税関の見やすい場所に掲示してするものとする。ただし、必要があるときは、他の適当な場所にこれを掲示し、又は官報若しくは時事に関する記事を掲載する日刊新聞紙にこれを掲げる方法その他の方法を併せて行うことができる。

附　則

この政令は、法の施行の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第五条第一項及び第二十四条第一項並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十五条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部改正）

第一条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「は、粗糖」の下に「、高糖度原料糖（分蜜（法第二条第三項の分蜜をいう。以下この項において同じ。）をした砂糖であつて、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで九十八・五度以上九十九・三度未満に相当するもの（車糖、でん粉を加えた粉糖その他これらに類するもの、香味料を加えたもの及び着色したものを除く。）のうち、農林水産省令で定める方法により精製するために輸入されるものをいう。以下この項及び第三十一条の表において同じ。）」を加え、「分みつ」を「分蜜」に、「で、粗糖」を「であつて、粗糖、高糖度原料糖」に改め、「いう」の下に「。同表において同じ」を加える。

第三十一条の表精製糖の項の前に次のように加える。

高糖度原料糖	〇・九八五

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正）

第二条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一号を加える。

四　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第九条の二第一項の規定により譲許の便益の適用を受ける麦

附　則

（施行期日）

1　この政令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第三条第一項及び第三十一条の規定は、高糖度原料糖（同項に規定する高糖度原料糖をいう。以下同じ。）のうち、その輸入申告（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第五条第一項に規定する輸入申告をいう。以下同じ。）がこの政令の施行の日以後であるものについて適用し、高糖度原料糖のうち、その輸入申告が同日前であるものについては、なお従前の例による。

農林水産大臣　西川　公也
内閣総理大臣　安倍　晋三

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三